箕輪町商工会手数料規程

（目 的）

第１ 条 この規程は、箕輪町商工会運営規約第３１条の規定に基づき、商工会が徴収する手数料について必要な事項を定めることを目的とする。

（手数料の種類）

第２条 この規程による手数料の種類は、次のとおりとする。

(1) 記帳継続指導手数料

(2) 帳機械化指導手数料

(3) チラシ同封サービス手数料（詳細は チラシ同封サービス運用細則 に定める）

(4)月極め広告看板設置サービス

但しチラシ同封サービスについては原則会員のみを対象とする。

（手数料の額）

第３条 前条各号に規定する手数料の額は別表のとおりとする。

２ 非会員を対象に行う指導については通常の 1.5 倍の額を徴収する。

（手数料の減免）

第４条 前条の規定にかかわらず次の場合であって会長が特に必要と認めた場合には手数料を減免することができる。

(1) 経営安定及び経営改善の指導として必要なとき

附則 （平成 18 年 4 月 20 日）

（施行期日）

１ この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 （平成 21 年 4 月 24 日）

（施行期日）

１ この規程は平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

２ この規定により改正前の手数料額と相当な乖離が生じた場合には、３年を目途に調整することとする。

附則 （令和 4 年 6 月 7 日）

（施行期日）

１ この規程は、令和 4 年 4 月 1 日に遡り施行する。

附則 （令和 5 年 6 月 23 日）

（施行期日）

１ この規程は、令和 5 年 4 月 1 日に遡り施行する。

附則 （令和 7 年 7 月 2 日）

（施行期日）

１ この規定は、令和 7 年 4 月 1 日に遡り施行する。

「別表 1」　記帳継続指導手数料基準表

指導内容	区分等	単位	手数料額
源泉及び年調指導	給与支払報告書作成	1 人	600 円
記帳及び営業等 決算指導	年間月次仕訳件数　1～1000	1 件	3,000 円
	年間月次仕訳件数　1001～1500	1 件	4,000 円
	年間月次仕訳件数　1501～	1 件	5,000 円
農業決算指導	自家消費売上のみ	1 件	1,000 円
	他者への販売あり	1 件	2,000 円
不動産決算指導		1 件	2,000 円
確定申告指導 及び e-TAX 送信指導	個人	1 件	3,000 円
	法人	1 件	12,000 円
	貸借対照表作成	1 件	1,000 円
	e-TAX 送信指導	1 件	3,000 円
消費税申告指導	簡易課税	1 件	2,000 円
	本則課税	1 件	3,000 円
その他応対事務手数料	最新版の弥生会計、ﾌﾞﾙｰﾘﾀｰﾝ以外を利用	1 件	3,000 円

※記帳代行又は申告期における指導が 4 回以上、又は 1 度の指導に半日以上時間を要する場合、上記表の手数料を徴収する。
※農業及び不動産所得が事業的規模である場合には、営業決算の基準に準拠する。
※商工会で指定した相談日に事務指導を受けた事項については、無料とする。
※3 月 1 日から申告期日までに初回で相談に来られた場合、上記手数料の 1.5 倍の金額とする。
※起業して 2 年(2 期)以内の者の場合、手数料は規定の½とする。
※上記表中の指導内容における事務量については、事務局の判断による。

「別表 2」　記帳機械化指導手数料基準表

年間月次仕訳件数	手数料月額	年間月次仕訳件数	手数料月額
1～200	1,000 円	1,001～1,500	5,000 円
201～500	2,000 円	1,501～2,000	6,000 円
501～1,000	3,000 円	2,001 件以上	500 件毎に 1,000 円を加算

※仕訳数が 501 件以上でレシートを持ち込む場合、月額手数料に 2,000 円上乗せする。
※自分で入力する方で月次仕訳の修正を要する場合、年間の手数料に仕訳数に応じた上記の手数料月額 1 か月分を上乗せする。

「別表 3」チラシ同封サービス手数料

封入物	手数料/1 種類
A4 判、B5 判	6,600 円

「別表 4」月極め広告看板設置サービス

設置場所	料金(月額)
上段	1,500 円
下段	1,000 円